

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第102号

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第16号中「第11条第3項」を「第11条第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(児童福祉センター)